

令和3年

第8回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年8月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第8回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第8回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年 8月31日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
		6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	
	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄		12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学		

3 欠席委員

○農業委員

4番 本 間 多佳子
5番 皆 川 光 浩
12番 遠 山 登

○推進委員

3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸
11番 細 山 徹 也
14番 青 木 等
15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
 日程第3 報告第1号 農地法第5条第1項の事業完了届について
 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 日程第5 議案第2号 事業計画変更の承認申請について
 日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について
 日程第9 議案第6号 実勢賃借料の情報提供について
 日程第10 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

- 議長（小嶋） 定刻となりましたので、ただ今より令和3年8月定例総会を開会いたします。
 只今の出席委員は、16名です。定足数に達しております。
 本日の欠席委員は、4番 本間 委員、5番 皆川 委員、12番 遠山 委員の3名です。
 推進委員の欠席は、3番 辻 推進委員、4番 中村 推進委員、11番 細山 推進委員、14番 青木 推進委員、15番 蕪木 推進委員の5名です。
 それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。
 10番 渡邊 委員、11番 五十嵐 委員、13番 松田 委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声)
- 議長（小嶋） 異議なしと認め、議事録署名委員を、10番 渡邊 委員、11番 五十嵐 委員、13番 松田 委員にすることに決定しました。
 続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。
 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声)
- 議長（小嶋） 異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。
 本日の書記は、斎藤 局長、木村 次長、斎藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。
 それでは、日程第3 報告第1号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。
- 事務局 (長谷川) 議案書1ページをご覧ください。
 報告第1号 農地法第5条第1項の事業完了届について、説明します。
 受付番号19番、転用事業者は記載のとおりです。
 土地の所在が上江端字寄ノ越（ヨリノコシ）、転用面積は14筆で18,388㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。
 許可年月日及び許可番号が令和元年11月25日、阿農委第501028号、完了年月日が令和3年3月26日です。
 場所につきましては、2ページ・3ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 上江端集落開発センターの西側に位置しております。
4 ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲んで表示しております。

5 ページには土地利用計画図を掲載しております。

6 ページには全体土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

当該地は25日に現地確認をしまいましたが、整地作業も終了し畦畔も設置済みで耕作者に返還され作付されておりました。

続きまして、7ページになります。

受付番号21番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が粕島字宮通り（ミヤドオリ）、転用面積は4筆で7,463㎡、転用目的は砂利採取に伴う表土置場です。

許可年月日及び許可番号が令和元年6月12日、阿農委第501005号、完了年月日が令和3年3月31日です。

場所につきましては、8ページ・9ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区粕島地内、京ヶ瀬駅から南東へ800m程に位置しております。

10ページの更正図をご覧ください。申請地を斜線で表示しております。

11ページには土地利用計画図を掲載しております。

当該地は25日に現地確認をしまいましたが、整地作業も終了し畦畔も設置済みで耕作者に返還され作付されておりました。

以上で報告第1号 農地法第5条第1項の事業完了届について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

19番案件について、2番 渡辺 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（渡辺）

2番 渡辺です。

先週25日に現地確認をしまいましたが。

申請地はきれいに整備され、稲が作付けされておりましたが、だいぶ倒伏しており、刈り取りが苦勞しそうな感じで見えておりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

なお、21番案件につきましても、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の12番 遠山 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきを願います。

続きまして、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

議案書の12ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。

所有権移転です。

受付番号13番 高田、地目は台帳・現況がともに田、地積540㎡、これを含めまして合計2筆で587㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で100,000円の売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第5 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、

を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

13ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明いたします。

受付番号10番、当初計画者は記載のとおりで、変更ありません。

土地の所在が粕島字宮通り（ミヤドオリ）、地目は台帳・現況がともに田、地籍2, 023㎡、これを含めまして合計4筆で8, 072㎡です。

当初計画内容は、陸砂利採取事業で変更ありません。

事業計画変更の理由ですが、令和元年6月に農地法第5条の許可を得て砂利採取を行っていましたが、当初見込みの計画が大幅に遅れ、工事期間の変更を申請するものです。当初の工事期間を過ぎても完了届も事業計画変更も提出がなかったため、農業委員会から書類を提出するよう指導したものです。

現地は今年、埋め戻しを完了したが地権者の作付けに間に合わずに転用者が水稻作付しました。しかし、一部で沈下が起きているので、稲刈り後に復旧するため工事期間を令和3年12月31日まで延長するものです。

場所につきましては、14ページ・15ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区 粕島地内、京ヶ瀬駅から南東へ800m程に位置しております。

16ページには更正図に申請地を塗りつぶして記載しております。

17ページには土地利用計画図を添付しております。

続きまして、18ページをご覧ください。

受付番号11番、当初計画者は記載のとおりで、変更ありません。

土地の所在が粕島字宮通り（ミヤドオリ）、地目、台帳・現況がともに田、地籍388㎡、これを含めまして合計7筆で3, 385㎡です。

当初計画内容は、砂利採取に伴う搬出入路で変更ありません。

事業計画変更の理由ですが、平成29年4月に農地法第5条の許可を得て砂利採取のための搬出入路として使用していましたが、当初見込みの計画が大幅に遅れ、事業計画の変更を申請するものです。

現地は、砂利採取事業は完了したが、現在周囲に水稻が作付けされて工事が困難なため、稲刈り後に復旧工事をするため工事期間を令和4年3月31日まで延長するものです。

場所につきましては、19ページ・20ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区粕島地内、京ヶ瀬駅から南東へ800m程に位置しております。

21・22ページには、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

23ページには土地利用計画図を添付しております。塗りつぶしになっている箇所が申請地です。塗りつぶしになっていない仮設道路は、令和元年6月12日付け、阿農委第501006号で許可済みで、工事期間は令和4年5月31日までとなっています。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この10番、11番案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の12番 遠山 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

— 6番 見尾田委員 挙手 —

議長（小嶋）

6番 見尾田委員どうぞ

委員

（見尾田）

6番 見尾田です。

遠山委員が欠席ですので補足させていただきますが、この■■■■さん、京ヶ瀬地区の件ですけれども、完了届と事業計画変更について、三つの届出が出ております。

■■■■さんに関してですけれども、これまで、何回も六役会議にお呼びして、注意喚起をさせていただきました。

それにもかかわらず、また、事務局でも、完了届、事業計画変更届を提出すよう再三申し出をしたのですが、全く返答が無かったということで、先月、また六役会議にお呼びいたしまして、きつく申し入れを行いました。

ご本人は、「やるつもりでした」など言い訳ばかりで、非常に私どもとしても、今後、砂利採取事業の届出が出てきた場合は「厳しくなりますよ」ということで、遠山委員も現地確認当日にきつく話をしておりました。

砂利採取に関しましては、京ヶ瀬地区は、今後、今採っている地区、本当はもっと採りたかったらしいです。土地改良区の松田理事長が良くご存知だと思いますけれども、圃場整備事業が始まるので撤退してくださいということで、撤退したそうです。

■■■■さんは、今後、砂利採取事業から撤退したいという話をしておりました。

また、砂利採取の組合では、万一の事があった場合に、保証する組合があるようですが、この組合も■■■■さんが砂利採取事業に参加するようであれば、これからは対応を考えざるを得ないという話をしておりました。

この度の現地確認の際に、再度、またきつく話をしました。顛末書と誓約書も取っております。

今後、■■■■さんに関しては、私ども農業委員も届出が出てきた場合は、きつく話をし、何度も書類等を精査するなど、厳しく対応せざるを得ないと思います。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

この件に関しまして、他にご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今後、この報告を受けたなかで対応していきたいと思いますが、特に委員の皆さんからは、地元地域へ話しかけができるようでしたら、話かけをしていただき、協力をお願いをしていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

その他にございませんでしょうか。

特になければこの他質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のと

おり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」 の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
したがいまして、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
続きまして、日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 24ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
受付番号2番、永久転用です。
申請人は記載のとおりです。土地の所在が山口町二丁目、地目は台帳が畑、現況が宅地、地積が245㎡です。
転用目的は住宅敷地の拡張・物置小屋用地で、資金計画は記載のとおりです。
農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第1種住居地域」に定められており第3種農地となります。
許可基準は許可可能であります。
転用事由は、申請地は、申請人の居住地の一面にあり、この度の国土調査事業により、平成3年に建築した物置小屋の一部が申請地にかかって建っていることが判明し転用申請された始末書付きの案件です。
場所につきましては、25・26ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区山口町二丁目地内、国道49号線沿いに並ぶ住宅の裏手に位置しております。
27ページは更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。隣接する北側の土地は申請者の住宅が建つ宅地になります。
28ページは土地利用計画図です。平成3年に建築した物置小屋の一部が申請地に掛かっています。

以上で議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
8番 齋藤 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員 (齋藤) 8番 齋藤です。
現地確認報告をいたします。
詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。
既に建物が建っており、始末書付きの案件ではありますが、問題なしと見てまいりました。
以上です。

議長 (小嶋) ありがとうございます。

現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑
がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
ついて、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。
続きまして、日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許
可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 29ページをご覧ください。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明い
たします。
受付番号23番、賃貸借権設定による一時転用です。
借人・貸人は記載のとおりです。
土地の所在が荒屋字塚ノ畑(ツカノハタ)、地目は台帳・現況がともに畑、
地積が823㎡のうち300㎡です。
転用目的は工事現場事務所で、資金計画は記載のとおりです。
利用期間が令和3年9月10日から令和4年6月10日まで、農地区分は
農用地区域内で原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例
外的に許可できるものとなっております。
転用事由は、安野川附帯工第5次工事に係る工事事務所として、工事現場
への距離が近く必要な面積が確保でき、電気などの設備を取り付けやすい
等、申請地が現場事務所設置場所に最適であることから、現場事務所及び駐
車スペースとして一時使用するものです。
場所につきましては、30・31ページ的位置図・案内図をご覧ください。
亀田製菓株式会社 水原工場の南側、荒屋集落に隣接する畑であります。
32ページの更正図では、申請地を太枠で囲んで表示しております。
33ページには土地利用計画図を添付しております。
申請地は、823㎡のうち、市道弥生線1号線に面した方の300㎡を利用
し、図面のように現場事務所、仮設トイレを設置します。
車10台が駐車可能な駐車場を、敷鉄板を敷いて作る計画です。
34ページは平面図を掲載しております。

続きまして、35ページになります。
受付番号24番、使用貸借権による永久転用です。
借人・貸人は記載のとおりです。
土地の所在が野田字諏訪野(スワノ)、地目は台帳、現況がともに畑、
地積が48㎡、これを含めまして合計2筆で303㎡です。

転用目的は、住宅敷地の拡張、カーポート及びプレハブ倉庫建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年9月10日から令和3年12月1日まで、農地区分は、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し、第1種農地となります。

許可基準は、宅地の拡張で「既存の敷地の面積の2分の1を超えないものである」ので、許可できるものです。

転用事由は、申請者は7人家族で、全員が車を所有して仕事へ行ったり農業をしています。現在の敷地では車を置くスペースがないため、父から借地し自家用車のカーポートを建築します。また、交換用タイヤの保管用プレハブ倉庫も建築し既存宅地と共に一区画の宅地として使用するものです。

場所については36・37ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は野田地内ですが、地図のように小浮本村下近くの一軒家です。

38ページの更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

39ページは土地利用計画図です。図面下の方の太枠で囲んでいる部分が申請地です。カーポートを2棟、プレハブ倉庫を1棟建築します。図面の上の方は既存宅地の部分です。図のように住宅や作業場が建っています。

40ページはプレハブ倉庫の平面図です。

41ページはカーポートの平面図・立面図です。

続きまして、42ページになります。

受付番号25番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字老ヶ池（ロウケイケ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が36㎡、これを含めまして合計4筆で1,549㎡です。

転用目的は工場敷地の拡張、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年9月2日から令和3年12月30日まで、申請地は、令和3年6月9日に農用地区域から除外された土地で、除外後の農地区分は、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し、第1種農地となります。

許可基準は、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設面積の2分の1を超えないものであり、許可可能と判断いたしました。

既存施設面積は24,131㎡となっています。

転用事由は、申請者は安田工業導入地区で、現在木材プレカットセンターを操業していますが、この度、第二工場の木材乾燥機や機械設備の増設を行い、生産能力を約1.8倍とした為、新たに原材料及び加工製品置場、従業員の駐車場用地が必要となり、第二工場に隣接する当該地に駐車場の造成と倉庫の建築を計画したものです。

場所につきましては、43・44ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号線安田バイパスから県道新潟・安田線を小浮方面に1kmほど進んだ山崎パイル工場や坂詰製材所プレカット工場のある工業団地の北端の新江用水路沿いに位置しております。

45ページは更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

46ページには土地利用計画図・排水計画図を掲載しています。28台分の駐車場と床面積約90坪の倉庫を建築します。雨水は構内に敷設する排水溝から排水路に放流する計画です。

47ページは倉庫の平面図を掲載しています。テント倉庫で床は土間コンクリートの設計です。

48ページはテントの立面図を掲載しています。

続きまして、49ページになります。

受付番号26番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積2,021㎡、これを含めまして合計3筆、地積が4,055㎡です。

転用目的は資材置場の拡張で瓦用粘土置場用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年9月10日から令和3年12月30日まで、農地区分につきましては、農振農用地区域外の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と判断し、その他の農地（第2種農地）と判断しました。

許可基準は、既存の資材置場の隣地を農地転用して敷地を拡張するものであり、許可可能であります。

転用事由ですが、申請者は、瓦の製造、販売を行っている会社であり、隣接地の雑種地を瓦用の粘土置場として使用していましたが、業務拡大により粘土置場の拡張が必要になり転用許可を受けずに当該地を借地し既存置場と一体利用していました。

この度、この土地を売買することになり、その手続きをしようとした段階で農地法5条許可が必要であることを知り転用申請があった始末書付きの案件であり、当該地を購入して資材置場を拡張するものです。

場所につきましては、50・51ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 庵地小路の北側の新潟県東部産業団地に隣接する土地であります。

52ページは更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。

53ページには土地利用計画図を掲載しました。申請地は図面右側の3筆です。左側の3筆は既に雑種地となっている既存の粘土置場です。

以上で議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

23番案件、26番案件について、2番 渡辺 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（渡辺）

2番 渡辺です。

受付番号23番です。

申請者は、1年前にも土地を借り、工事終了後はきちんと復旧し返したとのことでした。

申請地は、水道は引かずポリタンクで対応し、トイレも仮設トイレと、問題ないと見てまいりました。

続いて、受付番号26番です。

事務局の説明どおり、始末書付きの転用であります。周囲は畑などで民家も離れていて、問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。
 続きまして、24番案件について、8番 齋藤 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（齋藤） 8番 齋藤です。
 詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。
 場所は一軒家ということもあって、問題ないと見てまいりました。
 以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。
 現地確認報告が終わりました。
 なお、25番案件につきましても、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の12番 遠山 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。
 これから審議に入ります。
 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
 よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
 お諮りします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
 したがいまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。
 ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 齋藤 係長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。 齋藤 係長、お願いします。

事務局（齋藤） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。
 今月の受付状況は、所有権移転2件、3筆、4, 647.00㎡です

54ページをご覧ください。
 譲渡人、譲受人の読み上げは、省略させていただきます
 なお、譲受人は、認定農業者です。
 それでは、左より、受付番号、土地の所在地、台帳現況地目、地積、内容順に申し上げます

1番 曾郷字通田、台帳現況とも田、2, 023㎡、これを含め、合計2筆、4, 046㎡を10a当り900, 000円で売買するものです
 2番 上江端字寄ノ越、台帳現況とも田、601㎡、1筆を10a当り6

50,000円で売買するものです

以上ですが、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するもの」であること。「利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる」こと。「農作業に、常時従事すると認められる」こと。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる」こと。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 木村次長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第9 議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 木村 次長、お願いします。

事務局
（木村）

議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、説明を申し上げます。

それでは、はじめに議案2ページの参考をご覧ください。

農地法第52条で、農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向そ

その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。と規定されております。

また、「農地法運用通知第5」に農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとして、具体的に、①賃借料情報を提供する区分の決定、②賃借料データの収集、③賃借料データの区分、④賃借料水準の計算、⑤賃借料情報の提供とあり、農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体を活用して広く提供する。この際、算出した賃借料水準を区分ごとに地図上に示す等により利用者に分かりやすい情報提供に努めることとなっています。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

今回のデータ収集・分析に当たっての考え方であります。

今年度の分析データは、令和2年6月から令和3年5月、8,832筆を基にして、実勢賃借料の情報提供をすることとします。

分析の結果は、議案書の表のとおりであります。

これを阿賀野市実勢賃借料として、昨年同様に図面を作成し、農家への配布と阿賀野市ホームページにより公表を行うこととしたいと思っております。

また、農家に対しては、賃借料情報地図の左上に「賃借契約に際しては圃場条件、昨今の農業情勢を考慮して両者で協議願う」ことを明記することとします。

それでは、阿賀野市実勢賃借情報の分析状況について、参考資料をご覧ください。

区分として昨年同様、田においては、は京ヶ瀬地区・水原地区が1つ、安田地区・笹神地区が3つで8区分、そして市全体の畑を加えて合計9区分といたしました。

小作料の支払いについては、現金と物納の二者選択となりますが、地域性によりそのバランス割合が異なっております。

平均額は前年と比較して、現金支払いでは安田1地区は100円の値下がり、安田2地区は1,000円の値下がり、安田3地区は事例がありませんでした。水原地区は1,200円の値下がり、京ヶ瀬地区は800円の値下がり、笹神1地区は500円の値下がり、笹神2地区は2,400円の値下がり、笹神3地区は500円の値上がりとなっております。

物納については、安田1地区で11kg減、安田2地区は4kgの減、安田3地区は2kgの増、水原地区は7kgの減、京ヶ瀬地区は11kgの減、笹神1地区は1kgの増、笹神2地区は37kgの減、笹神3地区は7kgの減となっております。

田の貸借は件数的には4地区とも増加しており、合計で昨年比2,954筆、2,648,485㎡が増加しております。全体の87.6%が金額による契約で、物納は、12.4%と、昨年と比べて物納の割合が0.2ポイント下がっております。

畑につきましては、事例数が少ないですが、昨年比700円の値下がりとなっております。

これらの資料につきましては、農家組合長さんを通じて、9月中には農家の皆さんへ参考資料として配布させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

— 9番 菅井委員 挙手 —

議長（小嶋） 9番 菅井委員どうぞ

委員（菅井） 9番 菅井です。

今、私たちは目にして見ているわけであります。

今ほど、9月中に農家の皆さんが見られるように配布すると言われましたけれども、今年は、お米の値段もだいぶ下がりがりまして、この金額もだいぶ動くのだろうと予想されることから、なるべく早めに農家の皆さんが目にするように、よろしく願います。

— 事務局 回答 —

事務局（木村） 先ほど申し上げましたとおり、これらについては早めにとということで、例年ですと農協さんを通じて配布をしていただいております。

農協さんが、農家組合長さんに文書を配布する日が決まっているということですので、極力早く農家さんのお手元に届くように、早めに事務作業を進めますので、よろしく願います。

議長（小嶋） その他にございませんでしょうか。

ないようですので、よろしいでしょうか、
質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第10 その他について、事務局より願います。

事務局 特にごございません。

議長（小嶋） 事務局からは特にないようですが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

— 14時20分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年 8月31日

議事録署名委員 10番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩

議事録署名委員 13番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩